（徳島区検察庁副検事）副検事　川北　賢一
辞職を承認する（四月二十日）
（那覇地方検察庁検事兼福岡高等検察庁那覇支部検事）検事　橋口　英明
水戸地方検察庁検事に配置換する
福岡高等検察庁検事の併任を解除する（五月一日）
（横浜地方検察庁検事）検事　久保庭幸之介
大阪地方検察庁検事に配置換する
大阪地方検察庁堺支部勤務を命ずる（五月一日）

官庁報告

官庁事項

指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十九条第二項第三号の規定に基づき委任された同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十四年五月十日

中部近畿産業保安監督部長　木村　紀雄

一　名称　ユーアイプラント株式会社
二　住所　愛知県一宮市平島二丁目十三番二十二号
三　保安検査を行う事業所の名称及び所在地
ユーアイプラント株式会社　愛知県一宮市平島二丁目十三番二十二号
四　指定する地域　岐阜県、愛知県、三重県
五　指定する区分　液化石油ガス保安規則第七十八条第二項から第四項において準用する同令第七十七条第二項から第四項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定
六　指定年月日　平成二十四年四月二十四日

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

五月八日（火）

○一般案件

一、天皇皇后両陛下の英国御訪問について（決定）（宮内庁・外務省）

一、内閣総理大臣談話（決定）（内閣官房）

一、国事に関する行為の委任について（決定）（宮内庁）

公　告

諸　事　項

移送取扱所の使用停止命令の公示

消防法（昭和23年法律第186号）第12条の３第１項の規定による命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年５月10日　総務大臣　川端　達夫

１　命令をした年月日　平成24年４月24日

２　命令を受けた者の事業所、代表者の氏名、所在地及び許可番号　三井化学株式会社岩国大竹工場　原　茂　山口県玖珂郡和木町和木六丁目一番二号　設置許可昭和49年４月30日（岩国地区消防組合）第743号（大竹市）第386号

３　命令の内容及び期間　消防法第12条の３第１項の規定に基づく移送取扱所の使用停止命令　公共の安全の維持及び災害の発生防止が確保されるまで

４　命令の原因となった事実　平成24年４月22日に、同工場内の和木地区のレゾルシン（接着剤原料製造）プラントにおいて爆発火災が発生した。このことが、消防法第12条の３第１項に該当すると認められる。

工場財団

大阪市大正区船町一丁目３番47号**テイカ株式会社**の工場財団に大阪市大正区船町一丁目10番地、12番地、19番地テイカ株式会社大阪工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年５月10日　大阪法務局北出張所

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成24年４月27日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成24年５月10日

新潟地方法務局長　井原　弘之

記

氏名　伊藤誉士勝
所属する司法書士会　新潟県司法書士会
登録番号　新潟第143号
事務所の所在地　新潟県柏崎市鏡町８番４号
違反行為　本人確認義務違反等

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る債権の申出についての公示

資金決済に関する法律（以下「法」という。）第31条第２項の規定により次のように公示する。

１．前払式支払手段発行者の商号　株式会社ＫＴＢ（旧株式会社壽屋）
２．代表者の氏名　代表取締役　日巻　康行
３．住所　熊本県熊本市中央区安政町１番２号
４．上記の者の発行保証金につき法第31条第１項の権利を有するものは、平成24年８月24日までに前払式支払手段発行保証金規則様式第９による申出書に当該申出に係る前払式支払手段を添え、次に掲げる財務局に提出されたい。
（提出先）
熊本県熊本市西区春日２丁目10番１号
九州財務局理財部金融監督第三課
５．前項の期間内に申出書の提出がないときは、発行保証金についての権利の実行の手続きから除斥される。

平成24年５月10日

九州財務局長　亀水　晋

鉱業法第142条の規定による公告

経済産業省公告第４号

次に掲げる鉱業権者の所在が不分明であって、鉱業権の取消通知を送達することができないので、鉱業法第142条の規定により、鉱業原簿に記載された住所の所在地の市役所に下記のとおり通知の内容を掲示した。

登録番号　愛媛県採掘権登録第424号　鉱業権者　愛媛県松山市西垣生町308番地９　高木

個　登録番号　高知県採掘権登録第71号　鉱業権者　高知県香美市物部町久保中内144番地　大野　留喜

記

⑴　処分の内容　鉱業法第55条の規定による鉱業権の取消し
⑵　処分の日　平成24年３月27日

平成24年５月10日　四国経済産業局長

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２４年（家）第７０２３３号
大阪府八尾市本町２丁目８番１号
申立人　大阪東信用金庫
本籍大阪市浪速区下寺２丁目６番地、最後の住所大阪市浪速区下寺２丁目６番20号、死亡の場所大阪市天王寺区、死亡年月日平成23年７月25日、出生の場所大阪市西成区、出生年月日昭和２年11月28日、職業不詳
被相続人　亡　安野　幸子
事務所大阪府豊中市新千里東町１丁目２番４号　信用保証ビル６階
相続財産管理人　弁護士　宮下幾久子
大阪家庭裁判所

平成２４年（家）第７０２７６号
大阪府寝屋川市萱島信和町28番１号
申立人　吉野　道子
本籍大阪府枚方市渚南町285番地21、最後の住所大阪府枚方市渚南町11番５号、死亡の場所大阪府枚方市、死亡年月日平成23年11月８日、出生の場所兵庫県三原郡沼島村、出生年月日大正12年10月５日、職業会社役員
被相続人　亡　吉野　作夫
事務所大阪市北区西天満４丁目９番12号　リーガル西天満ビル703
相続財産管理人　弁護士　藤井　伸介
大阪家庭裁判所

平成２４年（家）第５２７号
東京都中野区本町２丁目46番１号
申立人　エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
本籍神戸市須磨区離宮西町１丁目７番地１、最後の住所神戸市須磨区離宮西町１丁目２番20―805号、死亡の場所神戸市中央区、死亡年月日平成16年６月22日、出生の場所神戸市長田区、出生年月日昭和22年５月１日、職業不詳
被相続人　亡　荒木　泰雄
神戸市須磨区横尾５丁目１番地の１　65号棟401号、事務所神戸市須磨区飛松町５丁目１番５号
相続財産管理人　足立　英幸
神戸家庭裁判所